

足寄町 公共施設等 総合管理計画

《令和3年度改訂 概要版》

令和4年3月



第1章 計画策定の前提

1. 本計画策定の背景と目的

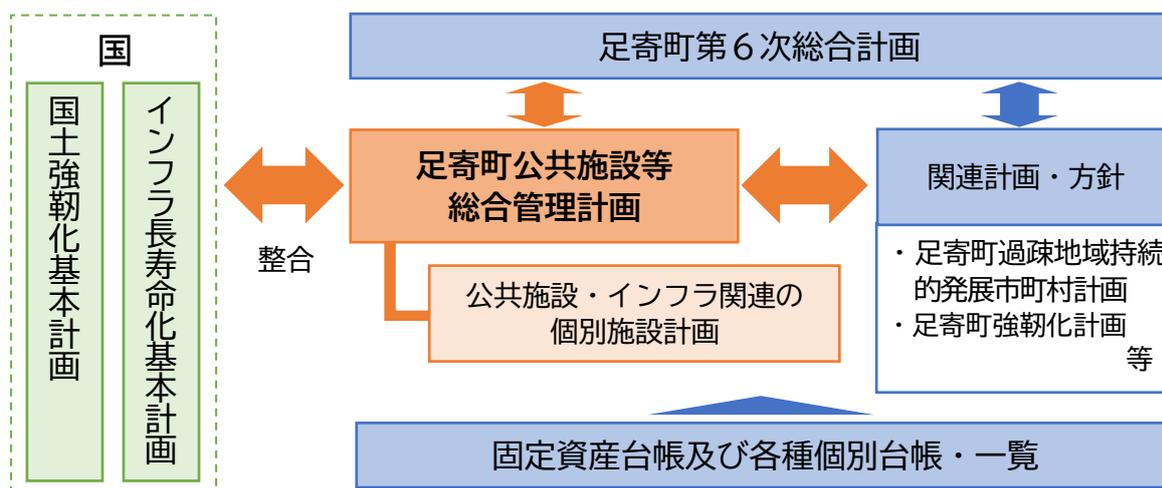
我が国においては、高度経済成長期から人口増加と社会変化により、公共施設や道路、橋梁等のインフラの整備が進められてきました。当時から建設された公共施設等の建築年数が30年以上経過し、今後大規模改修や修繕、建て替えが必要となってきています。

本町においても、現状の公共施設等の全体を把握し、中長期的な視点を持って、改修・更新、長寿命化などを計画的に推進するため、「足寄町公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という)を策定し、公共施設及びインフラを管理していくための基本的な方針を定め、公共施設等の適正管理に努めてきました。

今回、国が「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂したことに伴い、本計画を改訂し、今後も本町にある公共施設を効果的かつ効率的に活用するとともに、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるための取組を推進します。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、本町の公共施設等におけるインフラ長寿命化計画(行動計画)として定めるものです。



3. 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。ただし、中長期的な視点が必要であることから、将来人口推計や公共施設にかかる費用の将来の見通しは40年間で推計期間とします。

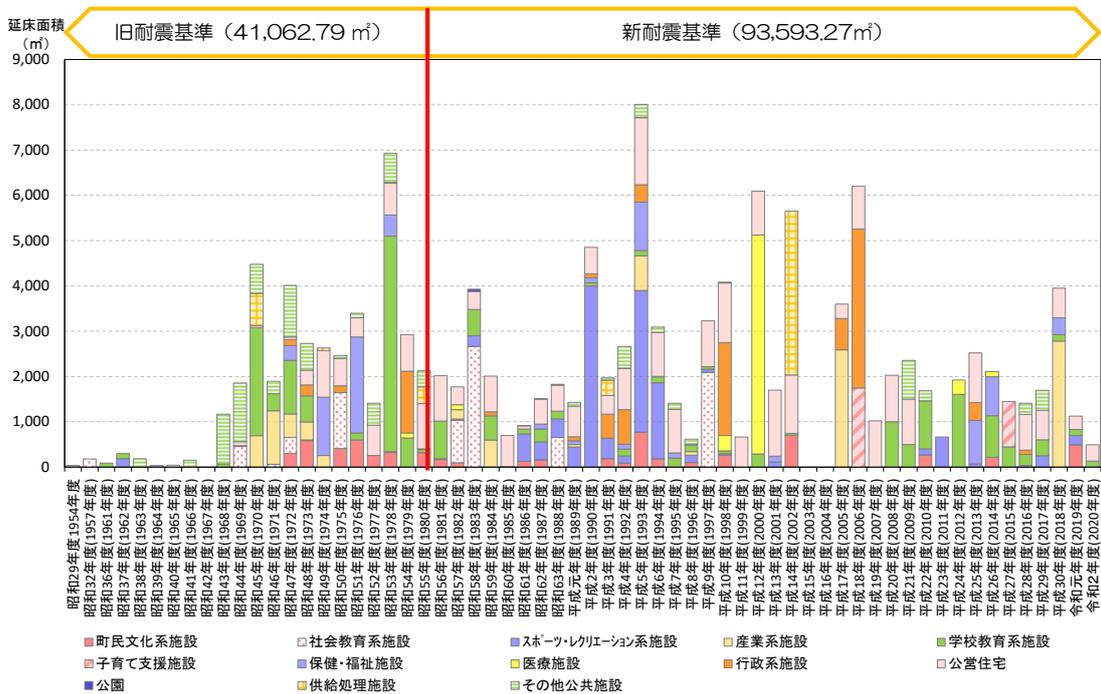
第2章 町を取り巻く現況

1. 公共施設の保有状況

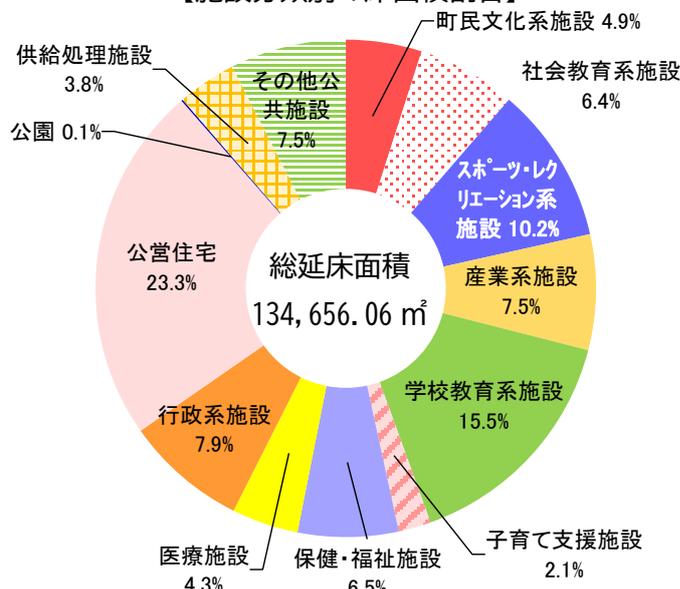
公共施設全体の総延床面積は134,656.06㎡となっており、施設分類別で見ると公営住宅が31,403.22㎡で全体の23.3%を占めています。

整備されてから40年以上経っている施設は全体の30.5%となっており、今後、施設の老朽化が進むとともに大規模な改修や更新の時期が訪れる施設が増加することが見込まれます。

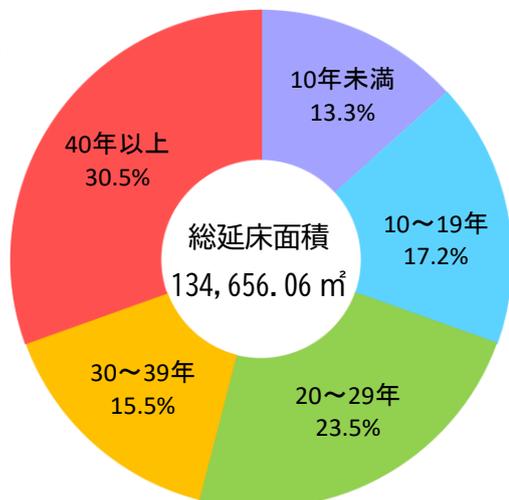
【建設年度別床面積】



【施設分類別の床面積割合】



【経過年数別の床面積割合】



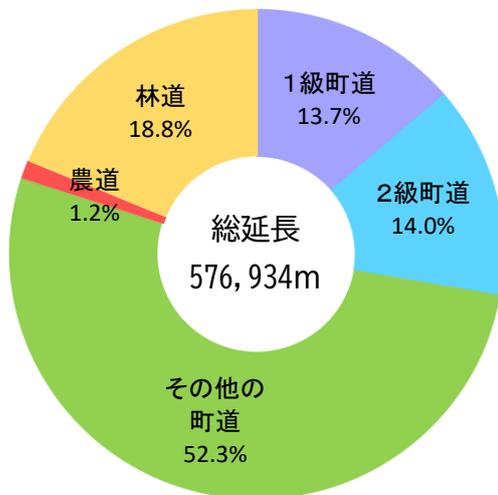
2. インフラの保有状況

(1) 道路

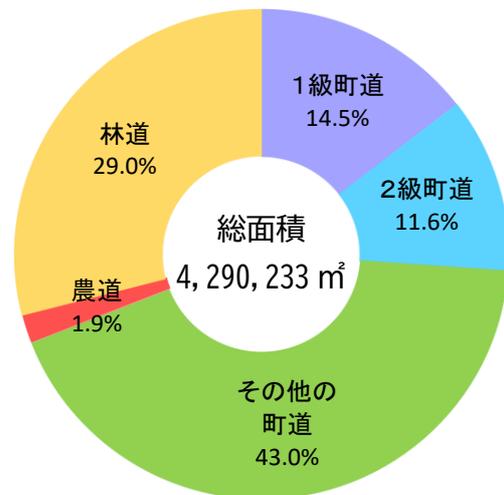
本町は町道、農道及び林道の総延長合計で約577km(令和3年3月末現在)を管理しており、内訳でみると「その他の町道」が約302kmで全体の52.3%を占め、次いで「林道」が約109kmで全体の18.8%となっています。

道路面積でも「その他の町道」の占める割合が大きく、全体の43.0%を占めています。

【道路延長の割合】



【道路面積の割合】

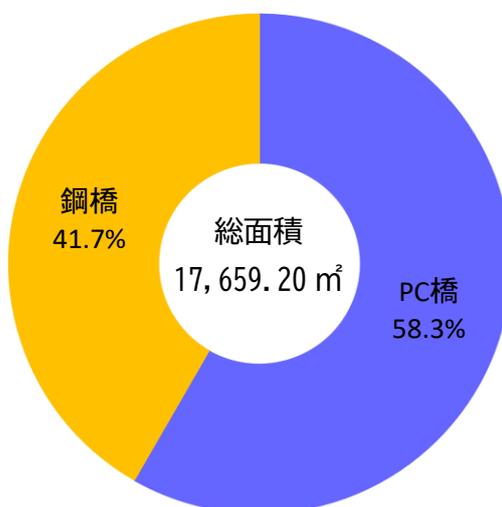


(2) 橋梁

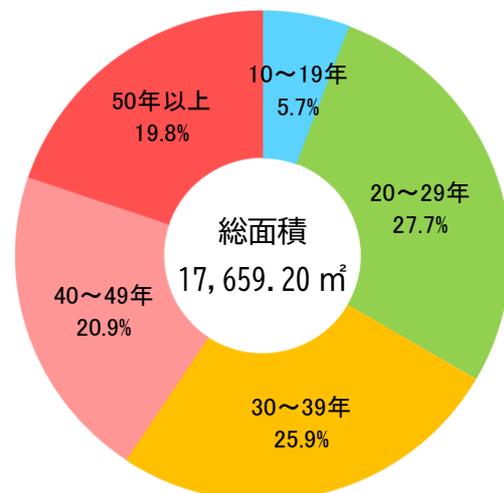
本町が管理している橋梁は、全120橋、総面積約1万8千㎡となっています。このうち、構造別の面積をみると、PC橋が全体の58.3%を占めています。

令和3年3月末現在、建築後50年以上の橋梁は19.8%ですが、10年後には40.7%に増加することが見込まれます。

【構造別の面積割合】



【経過年数別の面積割合】

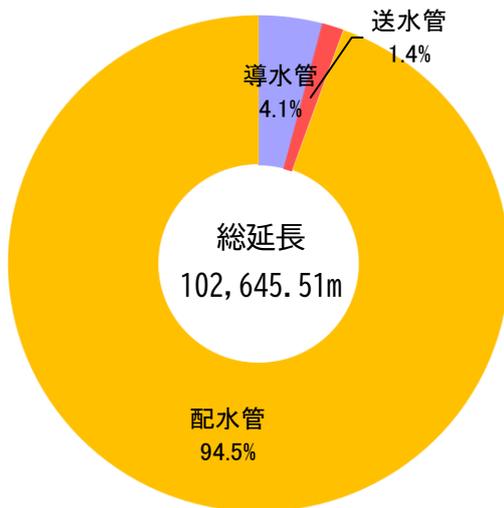


(3) 上水道施設

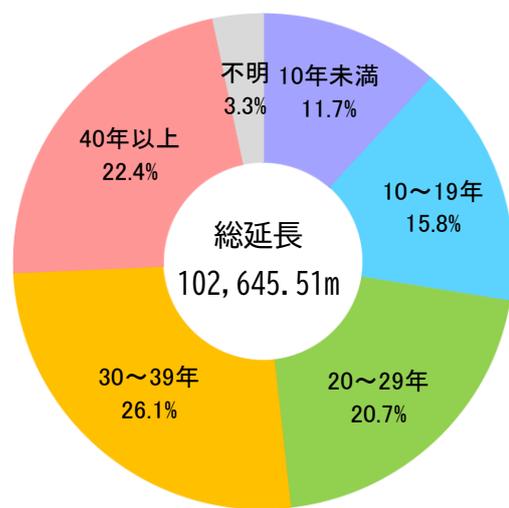
本町の上水道施設は、北区浄水場と常盤浄水場が整備されています。管路の総延長は約103 kmに及び、配水管が全体の94.5%を占めています。

管路の整備年度をみると、昭和51年度から昭和61年度に敷設された管路の割合が多く、経過年数40年以上の管路は全体の22.4%となっています。

【管種別の延長割合】



【経過年数別の延長割合】

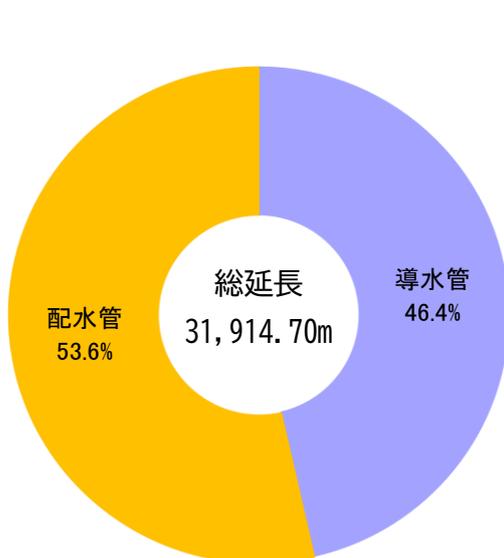


(4) 簡易水道施設

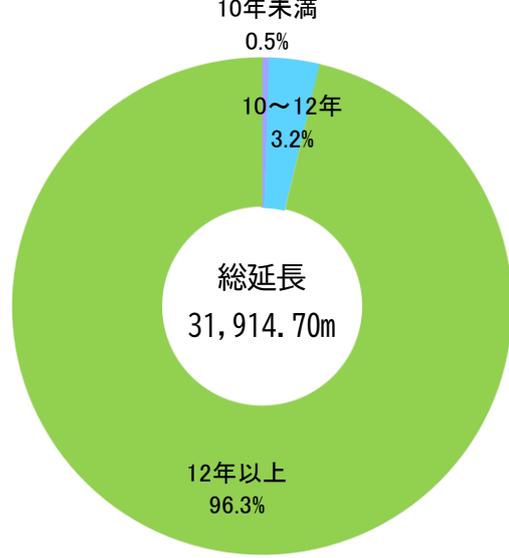
本町の簡易水道は、螺湾地区、芽登地区、上利別地区、上足寄地区、大誉地地区の5地区に浄水施設が整備されています。管路の総延長は約32kmが敷設され、配水管が全体の53.6%を占めています。

簡易水道は町内でも特に農村部を中心に設けられた水道施設を以て運営しており、施設や管路の老朽化が進んでいることが課題となっています。

【管種別の延長割合】



【経過年数別の延長割合】

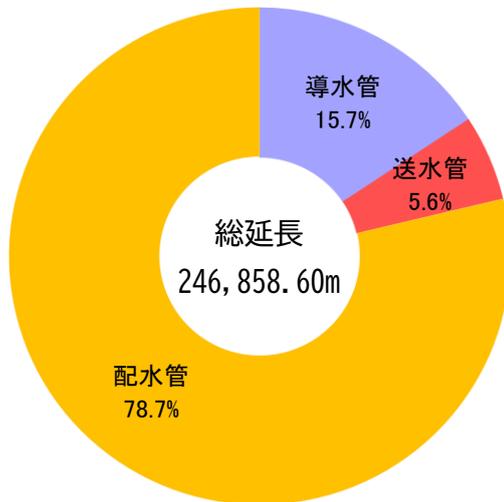


(5) 営農用水施設

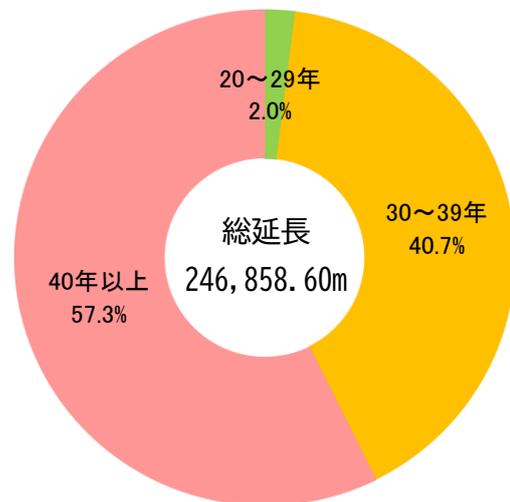
営農用水施設は農業経営用を中心に町内14の地区に整備されています。管路の総延長は約247kmで、配水管が全体の78.7%を占めています。

管路の整備年度をみると、経過年数40年以上の管路が57.3%に及びます。

【管種別の延長割合】



【経過年数別の延長割合】

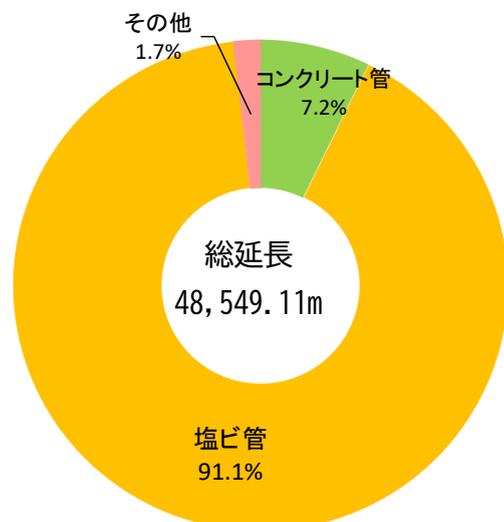


(6) 下水道施設

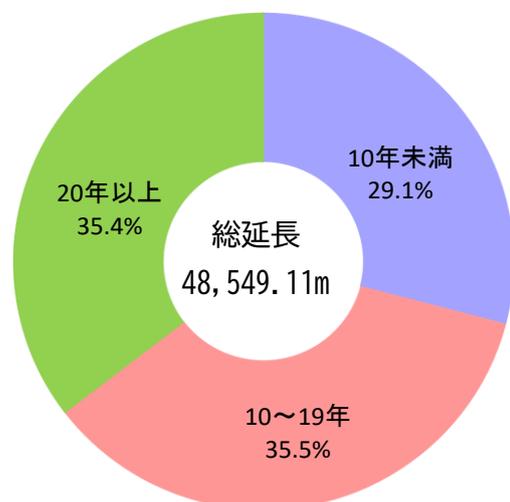
本町の下水道施設は、平成12年度に終末処理場が完成して公共下水道事業として供用を開始しました。下水道管路は平成7年度から整備が続いており、令和3年3月末現在の総延長は約49kmで塩ビ管が91.1%を占めています。

下水道の普及率は全人口ベースで52.8%、下水対象地区の水洗化率は73.5%となっています。

【管種別の延長割合】



【経過年数別の延長割合】



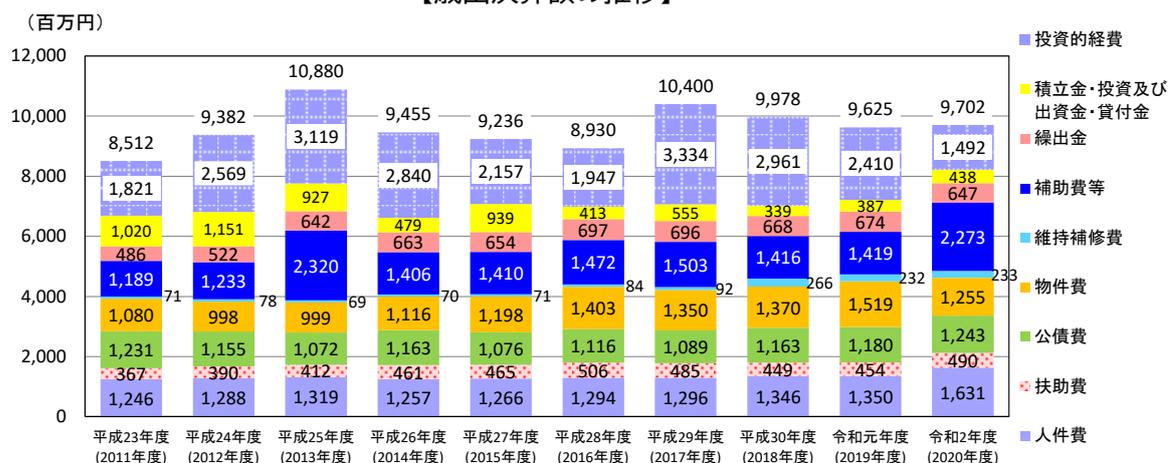
3. 財政の状況

(1) 歳出決算額

本町の歳出決算額の合計は平成23年度から令和2年度にかけて平均96億円で推移してきました。歳出決算額内訳のうち義務的経費(人件費、扶助費及び公債費の合計)は増加しており、令和2年度は約33億6千万円で歳出総額の34.7%を占めています。

物件費も増加傾向にあり、建物の建設等にあてられる投資的経費や維持管理にかかる費用の財源不足が懸念されます。

【歳出決算額の推移】



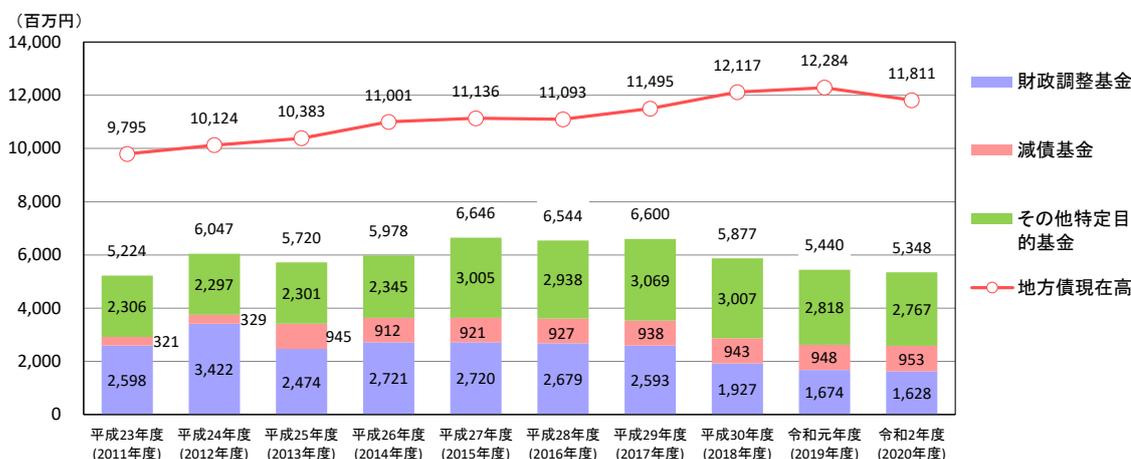
※百万円未満は四捨五入して表記しているため、合計が合わない場合があります。

(2) 基金残高及び地方債現在高

基金残高は平成29年度の約66億円から減少傾向にあり、令和2年度には約53億5千万円となっています。令和2年度の内訳をみると、財政の健全運営に向けた基金である財政調整基金が30.4%、減債基金が17.8%で、その他特定目的基金が51.8%を占めている状況です。

一方、地方債現在高は平成23年度から増加傾向で推移していましたが、令和2年度は前年と比べて若干減少し、118億1千万円となっています。

【基金残高及び地方債残高の推移】



※百万円未満は四捨五入して表記しているため、合計が合わない場合があります。

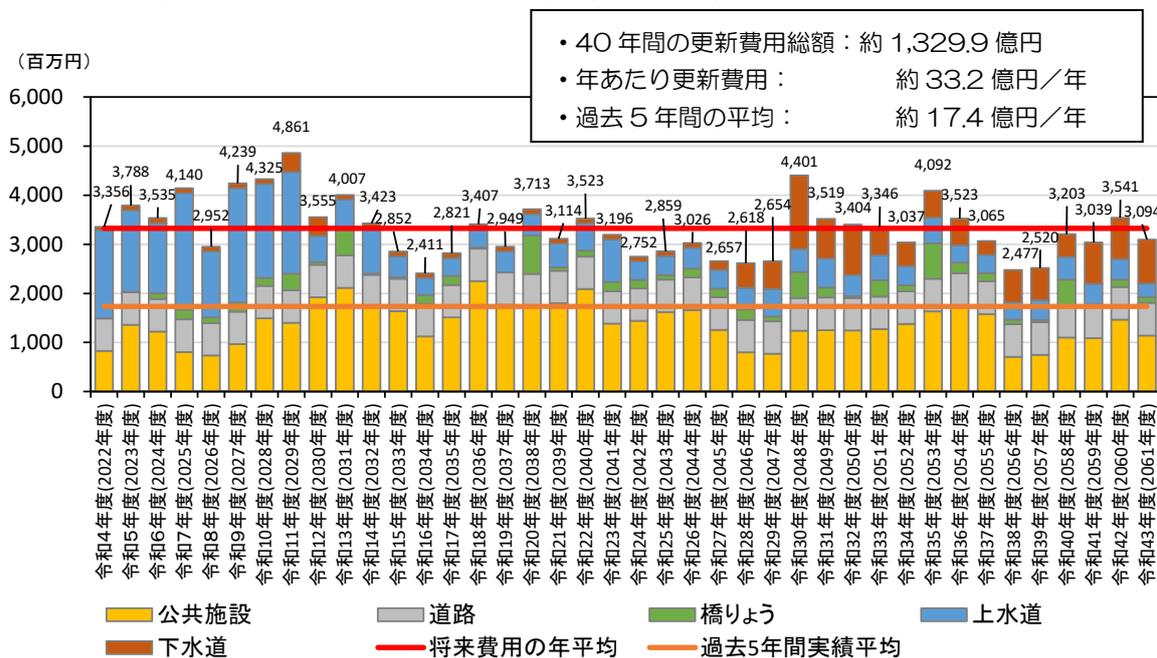
第3章 公共施設等の将来の見通し

公共施設等にかかる将来費用の総額は、公共施設の試算を基準パターンとした場合、40年間の更新費用総額は約1,329.9億円、年平均では約33.2億円/年と推計されます。

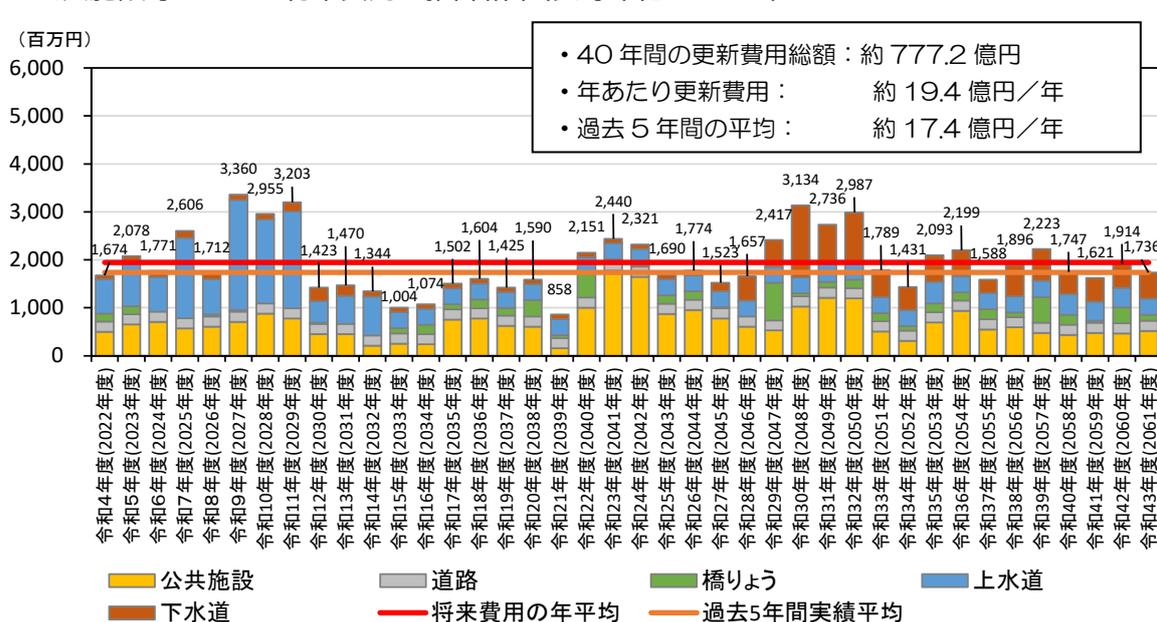
長寿命化パターンとした場合の40年間の更新費用総額は約777.2億円、年平均は約19.4億円と推計されます。

長寿命化パターンにおける年あたりの更新費用は過去5年間の実績(約17.4億円)を上回る結果となっており、将来は耐用年数を超えて利用する施設が多くなることから、老朽化状況などを勘案しながら安全に利用できるように配慮することが今後求められます。

■公共施設等にかかる将来費用の推計結果(基準パターン)



■公共施設等にかかる将来費用の推計結果(長寿命化パターン)



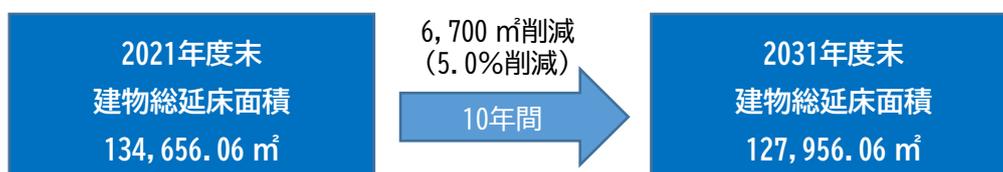
第4章 公共施設等の管理に関する基本方針

1. 全体目標の設定

(1) 施設・建物の目標

①施設総量(総床面積)について

将来の人口動向や財政動向を踏まえ、新規の公共施設(建物)は供給量を適正化することとし、公共施設の統合・廃止、規模縮小について継続的に検討・実行を進めることにより、保有する公共施設の全体面積を、今後10年間でおよそ5.0%削減することを目標とします。



②新規整備や施設の更新・建て替え・集約化について

単独施設での新規整備はその用途や必要性を慎重に検討した上で決定します。また、改築や改修する場合も、施設の統廃合・複合化・多機能化を基本とすることで、施設の管理運営費の削減を目指します。さらには、特定の地区住民や特定団体などに利用者が固定化している施設については、関連団体等への移転や譲渡等を検討します。

利用率が極めて低い公共施設や、老朽化して実質的に遊休化している施設については、その機能を移転した上で、除却、売却又は貸付等を検討します。

③施設の維持及び管理運営コストについて

管理運営については、地域住民や団体による協力など民間のさらなる活用を検討します。指定管理者制度の導入についても、メリット・デメリット等を把握した上で、必要に応じて検討します。機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを削減させることに取り組みます。

④温室効果ガス排出量の削減について

令和32年(2050年)に実質的なカーボンニュートラルの達成を目指すことを長期目標に据え、国が掲げた令和12年(2030年)における温室効果ガス排出量の平成25年比46%削減などに関する取組の動向を注視しながら、本町が果たすべき役割を考慮し、温室効果ガスの排出削減に取り組めます。

(2) インフラの目標

インフラについては既に個別に定める長寿命化計画や点検結果等に従い、維持管理、修繕、更新、取り壊し等を進めていきます。

①投資の方向性について

単純な新設等への投資はできるだけ抑えることとし、既存施設に係る維持管理については、安全機能の確保を最優先にし、計画的に改修を行っていきます。

②コストの縮減について

安全に配慮しつつも適切な整備を行うことで、長寿命化を可能な限り図ることとします。また、計画的かつ効率的な改修・更新を推進し、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

2. 維持管理にあたっての基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

日常点検と定期点検・臨時点検などを必要に応じて実施するとともに点検履歴を記録し、施設の老朽化対策に活用します。点検にあたっては、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を中心に診断を実施します。また、施設の長寿命化を図るために、快適性や環境負荷の影響等についても評価を実施します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

①維持管理・修繕の実施方針

修繕や小規模改修に対しては、建物の所管課による役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を維持するとともに、建物の環境を常に衛生的な状態に維持するため、清掃をこまめに行い、快適性を高めます。

また、維持管理及び修繕内容の管理を計画的・効率的に行うことによって、費用を平準化し、トータルコストの縮減を目指します。

②更新等の実施方針

法改正により既存不適格建築物となるケースを避けるためにも、適法性を一元で管理できるしくみを検討します。

建物を更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化についての検討を行います。

施設の長期修繕の計画策定については、統廃合や複合化に関して、町の推進方針との整合を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

施設の安全性及び耐用性の観点から、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全に係る安全確保に努めます。

インフラにおいては、施設の自然災害及び経年劣化による構造躯体、仕上材及び付帯設備の重大な不具合及び崩壊・崩落に対する安全性の確保が求められています。危険性が認められた施設については、安全性評価の内容に沿って、安全確保のための改修を実施します。

(4) 耐震化の実施方針

町有建築物は構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性(耐震性)についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時を想定した十分な施設維持管理に努めます。

また、今後耐震化を進める必要のあるインフラ施設として水道施設の管路があります。今後の敷設替えの際には費用面を考慮しながら、耐震適合性のある管の採用を順次進めていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

点検・保守・修繕、清掃を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状態に保ち、さらに定期的な施設診断によって、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正する「総合的かつ計画的な管理」に基づいた予防保全を行うことにより、公共施設等の長期使用を図ります。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の長寿命化に加え、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい町有施設の実現を目指して、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

(7) 統廃合や廃止の推進方針

必要な機能を確保しつつ更新前と同等以下の施設規模とすることを基本とし、複合化等による総量削減を進めます。

このほか、近隣の施設との連携による施設の共用化や、民間施設の活用による建て替えに頼らない代替サービス提供の可能性を含め、幅広く検討する環境を整備します。

(8) 地球温暖化対策の推進方針

地球温暖化対策を推進するため、継続的に施設のエネルギー消費量や温室効果ガスの排出量を把握します。また、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を進めることによってエネルギーコストの削減や地域経済活動の活性化が期待されることから、温室効果ガスの排出量を削減する方策を可能な限り推進します。

（９）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するため、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理します。公共施設等に関する情報は、固定資産台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めます。

3. 保有する財産の活用や処分に関する基本方針

廃止した施設は、民間等への売却・貸付などを進めることとし、それらが見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺環境や治安に悪影響を及ぼさないよう配慮します。

また、用途廃止していないものの遊休状態が長く続き利用する見込みがない、利用率が低下しているなどの建築物についても、その機能を既存施設に集約するなどして放置することなく用途廃止を進め、上記と同様の措置を講じるものとします。

第5章 推進体制の構築

1. 推進体制

本計画を基にした公共施設等の全体マネジメントに関しては、全庁横断的な会議等で情報の共有及び必要事項の検討を行い、進行管理や推進を図ります。

検討にあたっては住民等利用者との協働の推進も視野に入れるとともに、新たな担い手の確保に向け、技術者の育成・確保に一定の能力を有する民間企業へのアウトソーシング、指定管理者制度のさらなる活用、PPPやPFIの導入に向けた調査、包括民間委託など、行政と民間が一体となって運営する方策を広く検討し、効率的で質の高いサービス提供のための考え方を検討します。また、研修等を通じて職員の意識啓発に努め、一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、高い危機意識をもって取り組みます。

2. PDCAサイクルによる推進

本計画の推進にあたっては、マネジメントシステムの基本であるPLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACT(改善)のPDCAサイクルにより、個別施設計画の推進状況や本計画に掲げた数値目標の達成状況などを全庁的かつ横断的な会議体で年に1回評価・検証し、計画推進方法を改善します。

また、本計画の内容については、今後の財政状況や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行います。さらに、公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や町民に対して随時情報提供を行い、方向性の共有を目指します。